

子ども広場に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、地域において遊び場所を確保し、子どもを中心とした地域の異年齢・異世代交流等地域活動の活性化並びに子どもの健全な育成及び仲間づくりの推進を図るため、子ども広場を承認することに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 子ども広場とは、近隣に公園等の子どもの遊び場所がないため、自治会その他の地域の団体（以下「地域団体」という。）が、土地所有者から土地を無償で貸借し、子どもの遊び場所として設置、管理及び運営する広場をいう。

(要件)

第3条 子ども広場は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 近隣に公園等の遊び場所がないこと。
- (2) 概ね2年以上子ども広場として使用可能なこと。
- (3) 周辺住民の理解と合意が得られていること。
- (4) 面積は概ね200㎡以上であること。
- (5) 地域団体が運営及び管理すること。

(設置届)

第4条 子ども広場を設置しようとする者（以下「届出者」という。）は、次の各号に掲げる書類に、所在が分かる図面及び土地使用貸借契約書の写しを添えて、教育委員会に提出するものとする。

- (1) 子ども広場設置届（様式第1号）
- (2) 子ども広場管理規則（様式第2号）

(承認)

第5条 教育委員会は、前条により提出された書類に基づき、当該広場の立地状況等を現地調査の上、子ども広場の承認について認否を決定する。

- 2 前項により、子ども広場の承認を受けた届出者（以下「管理者」という。）は、当該子ども広場の管理及び運営を行わなければならない。

(廃止)

第6条 管理者は、子ども広場を廃止しようとするときは、子ども広場廃止届（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 教育委員会は、子ども広場として、第3条に規定する要件を明らかに満たさないと判断したときは、子ども広場を廃止することができる。

(原材料の支給等)

第7条 教育委員会は、管理者からの申出に基づき、予算の範囲内で次の各号に掲げる原材料を支給することができる。ただし、原材料費は5万円分を上限とし、新たに設置した場合に限り10万円分を上限とする。また1箇所の子ども広場につき、原則年間1回限りとする。

- (1) フェンス設置用資材
- (2) 砂場用の砂
- (3) 荒ふり真砂土
- (4) その他必要な資材

2 管理者は、前項により支給された原材料により、子ども広場の整備を行うものとする。

(固定資産税の減免要請)

第8条 教育委員会は、子ども広場を承認したときは、明石市税条例（昭和25年条例第13号）第51条第4項及び同施行規則（昭和55年規則第23号）第13条第1項第2号に基づき、管理者の意志を確認の上、市長に対し固定資産税減免の要請を行うものとする。

(準則)

第9条 この基準に定めるもののほか、子ども広場に関して必要な事項については、教育長が定める。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。